

## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	イシガキ タロウ
①氏名	石垣 太郎
②生年月日	昭和・平成・令和 63年 12月 1日 満(32)歳
③電話番号	080-1111-2222

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合(失業の場合)

離職等の時期	令和2年3月12日
離職等した事業所	株式会社イシガキシ工業

2. 第3条第2号に規定する場合(休業の場合)

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	インストラクターとして勤務していたスポーツジムが一部休業となり、従来は週4~5日勤務していたが、週2~3日程度以下の勤務となった。
-------------------------	---

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	平成30年4月から正社員として株式会社イシガキシ工業に勤務し、世帯主として生計を維持していた。
---------------------------	---

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	沖縄県石垣市新栄町〇〇-〇〇-〇〇
住居の家主等	イシガキ不動産
喪失するおそれのある住居の家賃額	50,000円(共益費、駐車場料金、保証料金等を除く)
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している。

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	イシガキ タロウ	イシガキ ハナコ	イシガキ ハルナ	イシガキ カズ	
氏名	石垣 太郎	石垣 花子	石垣 春奈	石垣 和	合計
続柄	本人	妻	子	母	
生年月日	昭和63年12月1日	昭和63年1月20日	令和元年6月2日	昭和28年5月8日	
収入(月額)	20,000円	20,000円	0円	60,000円	100,000円
預貯金等	50,000円	50,000円	0円	10,000円	110,000円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する石垣市、八重山公共職業安定所、石垣市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 〇年 〇月 〇日

石垣市長 中山 義隆 殿

申請者氏名 石垣 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給中は、八重山公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、石垣市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する石垣市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、石垣市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。